

令和8年度外国人支援コーディネーター養成研修に関するQ&A

1 養成研修の対象者

Q1 私は日本人ではありませんが、研修を受講できますか。

A 国籍の制限は設けていませんので、外国籍の方でも受講できます。

Q2 現在、NPO法人の外国人向け相談窓口に従事していますが、受講対象になりますか。

A 勤務先のNPO法人が、国又は地方公共団体から委託等を受けて外国人向け相談窓口を運営していなければ、受講対象になりません。

Q3 現在、ボランティアとして国際交流協会の相談窓口業務に携わっていますが、受講対象になりますか。

A ボランティア（雇用等の契約がなく無償で活動している者など）は受講対象になりません。

Q4 勤務先は、指定管理者の指定を受けて外国人向け相談窓口を運営しています。この場合も受講対象になりますか。

A 受講対象になります。「委託等」には、地方自治法第244条の2第3項の指定管理者の指定を受けて相談窓口を運営している場合のほか、国又は地方公共団体から補助金や助成金の交付を受けて相談窓口を運営している場合も含まれます。

Q5 地方公共団体の相談窓口で、週3日相談対応に従事しています。週単位の勤務日数は多くありませんが、研修を受講できますか。

A 申込みは可能です。ただし、原則として週5日、相談対応業務に従事している方を想定しているため、受講生の選考時に従業日数が多い方を優先する可能性があります。

Q6 私は県の教育相談センターの相談窓口で、外国人の児童や保護者を対象に相談業務に従事しています。相談の対象者が限られていますが、研修を受講できますか。

A 在留手続、雇用、医療、福祉、出産、子育て、子供の教育等の事項の一部を取り扱う外国人向け相談窓口に従事している場合は、受講対象に該当します。

2 実務経験

Q7 直近5年以内に1年以上在職し、相談対応業務に180日以上従事していますが、このうち30日間は研修期間でした。この場合、受講できますか。

A 研修期間であっても、実際に相談対応業務に従事していた日数は従業日数に含まれます。他方で、座学研修など相談対応業務に従事していなかった日数は含まれませんので、研修内容を踏まえて180日以上となるか御確認ください。

Q8 直近5年以内に1年以上在職していますが、休暇を取得した日数を除くと、相談対応業務に従事した日数が180日を満たしていません。この場合、受講できますか。

A 直近5年以内に、在職期間が1年以上、かつ、従業日数が180日以上であることを満たしていませんので、受講の対象となりません。在職期間及び従業日数の考え方については、5ページをご確認ください。

Q9 直近5年以内に1年以上在職しており、その間の従業日数は180日を超えていま

すが、産休と育休を取得した期間を除くと、在職期間が1年以上を満たさなくなってしまう。この場合、受講できますか。

A 在職期間には、産休、育休、病休等の休職期間を含みますので、受講が可能です。在職期間及び従業日数の考え方については、5ページを御確認ください。

Q10 民間団体が運営する外国人向け相談窓口に1年間在職し、120日間相談業務に従業していました。その後転職し、地方公共団体から委託を受けている相談窓口において3か月間在籍し、60日間従業しています。この場合、受講できますか。

A 2か所以上の国、地方公共団体又はそのいずれかの委託等を受けた機関あるいは民間団体等が運営する外国人向け相談窓口に在職した場合には、在職期間及び従業日数を合算して在職期間が1年以上、かつ、従業日数が180日以上であれば、受講が可能です。在職期間及び従業日数の考え方については、5ページを御確認ください。

Q11 コロナ禍では、オンラインや電話での相談対応のみ行っていました。オンラインや電話での相談対応も従業日数に含まれますか。

A 窓口等の閉鎖により、対面での相談対応業務を行っていない場合でも、窓口等に在職していれば、在職期間に含まれます。また、オンライン相談や電話相談等を行っていた場合でも、外国人の相談対応に従事していれば、従業日数に含まれます。

Q12 申込みの時点では、一定期間を満たしていませんが、研修の開始時期には、満たす予定です。この場合、研修への申込みはできますか。

A 可能です。これまでの勤務実績や労働条件を基に、今後の出勤日を推測して、「養成課程①」開始日までの在職期間及び従業日数を受講申込書の実務経験申告欄に記載し、提出してください。

Q13 直近5年以内に、地方公共団体が運営する外国人相談窓口において、経理担当として1年以上在職し、180日以上従事しています。この場合、実務経験として認められますか。

A 相談窓口における相談対応者として、外国人の相談対応に従事したことが必要ですので、認められません。

Q14 直近5年以内に、地方公共団体が運営する外国人相談窓口において、人事担当として1年以上在職し、180日以上従事しています。また、半年前に自己啓発としてキャリアコンサルタントの資格を取得しています。この場合、実務経験として認められますか。

A 人事としての勤務は相談対応業務に従事したとは認められませんが、キャリアコンサルタントの資格を取得している場合、実務経験の免除の対象となります。

Q15 臨床心理士の資格を取得していますが、この場合、実務経験の免除対象として認められますか。

A 社会福祉士、キャリアコンサルタント、キャリアコンサルティング技能士(1級・2級)、公認心理師及び精神保健福祉士以外の資格は、実務経験の免除対象とはなりません。

Q16 実務経験の免除に該当する国家資格の合格証書を紛失しました。疎明できるものがなくても申込みできますか。

A 実務経験の免除を受ける場合、当該国家資格を保有していることの疎明が必要となりますので、合格証書等の疎明資料が提出できない場合は、実務経験の免除の対象とはなりません。

3 受講費用

Q17 受講費用を支払ったのですが、職場を異動することになり、研修を受講できなくなりました。受講費用を返還してもらえますか。

A 原則として受講費用は返金しません。

Q18 養成研修の受講費用は出入国在留管理庁が定める外国人受入環境整備交付金の対象となりますか。

A 対象経費に該当します。ただし、交付対象者（申請主体）は、地方公共団体（都道府県・市区町村）に限られます。

Q19 受講費用の支払の名義は受講生又は職場のどちらですか。

A 受講生の名義としてください。原則として領収書は受講生個人名義で発行します。

Q20 受講費用の支払に手数料がかかる場合は、受講生側の負担となりますか。

A 受講生側の負担となります。

Q21 受講費用の支払方法を教えてください。

A 支払方法については、受講決定者に別途お知らせします。

4 申込関係

Q22 1つの相談窓口から複数名の申込みは可能ですか。

A 可能です。ただし、定員を超える応募があった場合には、特定地域への偏在防止の観点で踏まえ選考します。

Q23 職場の命令により応援として他都道府県で相談対応に従事しています。申込みの際、職場の名称や連絡先は、どちらを書けばよろしいでしょうか。

A 受講申込書の現勤務先欄には、実際に勤務している職場の情報を、実務経験申告欄には、双方の情報を記入してください。

Q24 申込みをキャンセルしたい場合はどうすればいいですか。

A 事務局にお問合せください。

5 養成課程①（オンライン研修）

Q25 講義動画はどのように視聴するのでしょうか。

A 講義動画は、受講生専用の研修受講サイトから御視聴いただきます。研修受講サイトのログインID及びパスワードは受講決定者に別途お知らせします。

Q26 講義動画はいつでも視聴可能でしょうか。

A 24時間視聴可能です。ただし、システムメンテナンス等により、一時的に視聴できない場合があります。

Q27 一度見終わった動画を繰り返し視聴することはできますか。

A 研修期間中は繰り返し視聴可能です。

Q28 講義動画はダウンロードできますか。

A ダウンロードはできません。

6 実践

Q29 現在、職場の命令で、応援先の部署で相談対応業務に従事していますが、応援先は「実践」を行う職場に該当しますか。

A 該当します。

Q30 職場の支持が得られないため、職場以外の場所で「実践」を行いたいと思いますが、認められますか。

A 「実践」は、勤務先において行うこととしていますので、認められません。

7 養成課程②（集合研修）

Q31 「養成課程②」は宿泊を伴う研修ですか。

A 宿泊が必要な方のみ、各自で宿泊先を手配していただきます。

Q32 「養成課程②」受講の決定は通知されますか。

A 「実践」を修了した方に「養成課程②」受講決定通知書を交付します。

8 研修全般

Q33 私の母語は日本語ではありません。研修教材は、日本語以外の言語に対応していますか。

A 教材は日本語のみになりますが、ルビ振り版のテキスト及びテストを用意しています。また、講義動画には日本語字幕を表示することが可能なため、聞き取りが難しい場合でも、字幕により内容を御確認いただけます。

Q34 研修期間中に相談窓口以外の部署へ異動した場合、研修を継続できますか。

A 研修期間中は、受講条件である外国人向け相談窓口に従事していることが必要です。したがって、外国人向け相談窓口以外の部署へ異動した場合は、研修を辞退していただくこととなります。研修への参加に当たっては、職場の理解を得た上でお申し込みください。

Q35 研修期間中に転職し、民間団体の外国人向け相談窓口で働くことになりました。この場合は、研修を続けられますか。

A 転職先が、国又は地方公共団体から委託等を受けた民間団体の外国人向け相談窓口には該当しない場合、受講条件を満たさないため、研修を続けることはできません。

Q36 研修を修了すると、どのような資格がもらえますか。

A この研修制度は、国家資格を付与するものではありません。研修の修了者は、出入国在留管理長官により、「外国人支援コーディネーター」の認証を受けることとなります。

【在職期間及び従業日数の考え方】

